

法務省施第 2061号  
平成30年10月 / / 日

日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎 殿  
東京弁護士会 会長 安井 規雄 殿  
第一東京弁護士会 会長 若林 茂雄 殿  
第二東京弁護士会 会長 笠井 直人 殿

法務省大臣官房施設課長 佐藤 淳

平成30年度における弁護士会館敷地使用料について（通知）

平成30年3月8日付け法務省施第381号国有財産使用許可書第4条の別途通知する額は、90,664,000円とする。

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、決定又は判決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。